⑹　技術提案・交渉方式に関する事項　本工事は、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）が発注する工事の目的を達成するため、概略設計などの概略図、仕様及び最低限の要求要件（性能）を提示し、設計手法、高度な技術提案及び施工計画等の「当社の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者としてその技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。

⑺　本工事においては、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、提出された技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結すると同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

なお、優先交渉権者と５⑷に定める見積合わせにより設計業務に係る契約の相手方が決定できなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額は入札説明書による。

⑼　本工事は、本工事に関する調査・設計業務（以下「調査等業務」という。）を自ら行う予定の工事競争参加者による競争参加申請だけでなく、調査等競争参加者との共同（以下「設計及び建設工事共同企業体」という。）による競争参加申請を認める工事である。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　技術提案書の提出の日に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1250点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1250点以上であること。）。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　設計及び建設工事共同企業体を構成する場合は、以下の条件を満たす者で構成された共同企業体であること。

工事の有資格者は、上記⑵の条件を満たす者であること。また、建設コンサルタント会社は、西日本高速道路株式会社における令和３・４年度調査等競争参加資格「橋梁設計」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　平成18年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。）。

㋐　同種工事　最大支間長45m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の架設を含む工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋑同種工事の施工実績を有すること。

㋑　同種工事　ＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の架設を含む工事

⑸　⑶により本工事に競争参加を希望する建設コンサルタント会社は、平成18年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種業務の実績を有すること。

同種業務　最大支間長45m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の上部工設計（基本設計又は詳細設計）を含む業務

⑹　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。上記の「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成18年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑷に同じ。

同種工事　ＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の架設を含む工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該設計業務に配置できること。

管理技術者・照査技術者

㋐　管理技術者及び照査技術者が、下記の資格を有するものであること。

・技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート））
・技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））
・関連分野の工学博士
・ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）
・土木学会認定技術者［特別上級、上級、１級］（橋梁、鋼・コンクリート、設計）

㋑　管理技術者及び照査技術者は、下記に示される同種業務について、平成23年度以降に完了した業務において、１件以上の実績を有さなければならない。

同種業務　ＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の上部工設計（基本設計又は詳細設計）を含む業務実績

⑻　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。